

令和 8 年度和光ブランド応募要領

1 和光ブランド

和光の風土、歴史、素材などを活用したアイデアあふれる商品等や製法、品質、機能などの商品特性に優れた和光市が誇る商品等を和光ブランドとして認定します。広く市内外に周知し、ブランドイメージの定着及び向上を図ることにより、商品等の付加価値を高め、和光市の産業振興及びにぎわいのあるまちづくりに資することを目的としています。

2 応募・推薦 締切り

令和 8 年 6 月 22 日（月）

3 認定対象

市内で生産、製造、開発又は加工されたもので、次に掲げるものとする。

- ◀ 一次産品（米穀類、野菜類、果実類、花卉類、畜産品その他）
- ▶ 加工品（米穀類加工品、麺類、野菜・果物等加工品、調味料、畜産加工品、菓子類、水産加工品、菓子類、飲料その他）
- ▲ 工芸品（織物、染色品、陶磁器、漆器、木工品、金工品、石工品、文具その他）
- ▼ 工業製品及び工業技術（一般機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具その他）
- ・ 飲食店メニュー（一般食堂、日本料理店、西洋料理店、中華料理店、そば・うどん店、すし店、喫茶店、居酒屋その他）

4 応募資格（自薦または他薦で応募できます）

【申請者】

認定の対象となる商品等（一次産品や製品）の生産または製造、開発又は加工を行い、市内に事業所を有していること。

【推薦者】

市内に住所を有する者、市内に勤務する者、市内に事業所を有するもの。

5 応募方法

【申請者】

「和光ブランド認定申請書」に必要事項をご記入の上、参考資料として、応募する商品の写真やパンフレット、事業案内等を 1 部添付して、秘書広報課へメール、郵送又は持参してください。

【推薦者】

「和光ブランド認定推薦書」に必要事項をご記入の上、秘書広報課へメール又は郵送、持参してください。推薦に関しては、事業者に申請の意思を確認するものとします。

【申請者・推薦者】

※申請書、推薦書は、ダウンロードできます。

※応募書類は返却しません。

※応募書類の内容については、認定審査以外に使用することはありません。

6 審査方法

和光ブランド認定推進委員会が認定基準に基づき、総合的に審査します。

※審査は書類審査を経て、事業者によるプレゼンテーションを令和7年7月中に実施します。応募者には、後日、日時・場所等を連絡します。

※なお、必要に応じて事業所等の現地調査を行う場合があります。また、関係機関に意見を求めることがあります。

7 認定基準

和光ブランド認定基準に基づきます。

8 認定・認定期間

和光ブランド認定推進委員会による審査を行い、和光市長が認定します。

認定期間は5年間となります。

9 和光ブランド認定推進委員会

和光ブランド認定推進委員会は、市内外の有識者など5名で構成され、審査を行います。

10 認定商品等の特典

- ・和光ブランドに認定されたことを証明する「和光ブランド認定書」を交付します。
- ・和光ブランド認定商品として、広報わこう及び市のホームページに掲載するほか、各メディア等を活用してPRをします。
- ・市内で開催される各種事業（市民まつり等）において、和光ブランドPRを行います。

11 注意事項

- ・和光ブランドとしてPRする場合、商品の権利や商品の内容について、申請者が責任を持って対応するものとします。
- ・和光ブランドについて、商標登録や著作権、肖像権などに関して紛争が生じた場合は、当事者間で解決することとし、市は一切の責任を負いません。

12 応募・問合せ先

〒351-0192 和光市広沢1-5

和光市企画部秘書広報課

シティプロモーション担当（和光市役所3階）

電話 048-424-9091（直通）

FAX 048-464-8822

E-mail a0100@city.wako.lg.jp